

探偵業の法令改正について

令和5年6月16日に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により、探偵業の法令が、本年4月1日に改正されます。

運用に誤りがないようお願いいたします。

～主な改正内容～

○ 探偵業届出証明書の廃止

届出があったことを証する書面（探偵業届出証明書）が廃止されることになりました。

○ 「標識」の掲示等

探偵業届出証明書に代わるものとして、事業者は、届出をしたことを示す「標識」を事業者自らが作成し、営業所の見やすい場所に掲示することとされました。

また、

常時使用する従業者の数が5人以下である場合

当該事業者が管理するウェブサイト~~を有していない場合~~

を除き、当該事業者のウェブサイトへの掲載により公衆の閲覧に供しなければなら
ないこととされました。

※ 標識については、別紙を参照にしてください。

○ その他

「開始」及び「変更」の届出は必要ですが、手数料が不要になりました。

探偵業届出証明書の紛失等に伴う「再交付」の申請手続はなくなりました。

【標識の様式】

探偵業者

届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第 年 月 日 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	開始届出時の受理番号
営業所の所在地	開始届出を提出した年月日
営業所の種別	
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	

- 記載要領
- 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書をいう。
 - 2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 備考
- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
 - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。